

# 総務政策常任委員会会議録

平成24年 7月18日

場 所 第2委員会室

平成24年7月18日（水曜日）

---

午前10時0分開会

---

会議に付託された議案等

総合政策及び行財政対策に関する調査

その他報告事項

- ・セーフティネットとしての計画停電について
- ・平成25年度国の施策・予算に対する提案・要望について
- ・ビームダウン式集光装置について
- ・「中山間地域をみんなで支える県民運動」について
- ・中山間地域振興協議会の設置について
- ・新燃岳の警戒範囲の縮小に伴う対応について
- ・米海兵隊オスプレイの日本への配備等について
- ・本庁版BCPの運用開始について

---

出席委員（8人）

委員	長	黒木	正一
副委員	長	渡辺	創
委員		外山	三博
委員		星原	透
委員		宮原	義久
委員		岩下	斌彦
委員		鳥飼	謙二
委員		有岡	浩一

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

---

総合政策部

総合政策部長	稲用	博美
総合政策課長	金子	洋士
中山間・地域政策課長	川原	光男

総務部

総務部長	四本	孝
危機管理統括監 兼危機管理局長	橋本	憲次郎
総務部次長 （総務・職員担当）	亀田	博昭
危機管理局次長 兼危機管理課長	大坪	篤史
部参事兼総務課長	柳田	俊治

---

事務局職員出席者

総務課主幹	馬場	輝夫
議事課主査	佐藤	亮子

---

黒木委員長 ただいまから総務政策常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会の日程についてであります。

お手元に配付いたしました日程案のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

黒木委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時0分休憩

---

午前10時1分再開

黒木委員長 委員会を再開いたします。

報告事項の説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が終了した後をお願いいたします。

稲用総合政策部長 総合政策部でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

今回の御報告いたします内容につきまして、御説明いたします。

その他の報告事項5件でございます。お手元

にお配りしております総務政策常任委員会資料の表紙をあけていただきまして、目次をごらんいただきたいと思ひます。

1点目が、セーフティネットとしての計画停電について。先月、国及び九州電力から詳細が示されましたので、その概要を報告するものであります。

2点目が、平成25年度国の施策・予算に対する提案・要望について。国に対して求める本県の実情に応じた要望事項等を報告するものであります。

3点目が、ビームダウン式集光装置について。本県の豊富な地域資源であります太陽エネルギーを利用した新たな取り組みを報告するものであります。

4点目が、「中山間地域をみんなで支える県民運動」について。今年度実施いたします県民運動の取り組みを報告するものであります。

最後に、中山間地域振興協議会の設置について。中山間地域振興計画に基づいて、各地域に設置する協議会の概要を報告するものであります。

詳細につきましては、担当課長から説明させていただきます。

私からは以上でございます。

金子総合政策課長 それでは、1点目の報告事項、セーフティネットとしての計画停電について御説明いたします。1ページでございます。

これは、原則実施しないということでございますけれども、発電所のトラブル等、万が一の不測の事態に備え、最後の手段として準備を進めておくということでございます。

2に計画停電の運用とございます。これは、国の基本方針として示されたものでございます。対象時間は、午前8時30分から午後9時までの

間として、1回の停電時間を2時間程度とし、それを6つのグループに分けていくということでございます。

(2)のグループ分けでございますが、九州全体を2つのエリア 宮崎は、福岡、佐賀、大分、4県のグループに入っております。それぞれのエリアにおきまして10万～20万キロワットごとに30のサブグループに細分化する。この細分化の趣旨は、必要最小限のエリア設定をすることで、きめ細かな対応をしていくという趣旨で細分化されているということでございます。それから、 にありますとおり、10のサブグループを1つのグループとしまして、合計3つということで、九州全体では2つのエリア掛ける3で6グループということになります。

(3)医療機関等の特例ということで、停電による影響をできる限り緩和する施設ということです。人命にかかわる施設といたしまして、医療機関でございます。県内では、救急医療機関や災害拠点病院等68の施設が通電されるということになっております。 の県庁の庁舎、市町村役場の本庁舎、県警察本部、各警察署、消防本部、そういった公益性の極めて高いところが特例ということになっておるところでございます。それ以外に、鉄道、航空、金融決済システム等についても通電ということになっております。

(4)にあります在宅等での人工呼吸器等患者への対応ということで、これは、各医療機関等への注意喚起、あるいは計画停電の情報提供、緊急相談窓口を設ける、あるいは電気が通る近隣の医療機関の施設の紹介、あるいは九州電力による小型発電機の貸し出し等、さらには熱中症対策というような形できめ細かく対応するよう方針が定められております。

3の手順でございます。次のページ2ページでございます。

ここに需給逼迫警報と計画停電の流れを整理してございます。まず、前日の18時をめぐり、供給予備率が3%を下回る見込みとなった場合につきましては、第1報として、需給逼迫警報が国から発出されます。翌日の緊急節電要請を行うというものでございます。国からは、各報道機関、各業界団体、そして県にも参ります。県からは市町村や関係団体等に連絡するシステムを構築したところでございます。また、九州電力からは、事前にメールを登録した方、あるいは大口の需要家等に送られるということになっております。ただ、この場合でも、計画停電の可能性があるとされる場合につきましては、翌日予定のスケジュール、停電時間帯、サブグループ等の発表がでございます。これにつきましても、報道機関や県・市町村への連絡があるところでございます。

そして、当日になりまして、午前9時をめぐり需給逼迫警報の続報というのがございます。そして、その後も需給状況の変化に応じて続報が発令されるということになっております。これも同じように緊急節電要請という趣旨でございます。

それから、いよいよ3～4時間前になりまして、引き続き逼迫が解消されないと見込まれる場合につきましては、国から「緊急速報メール」というのが発出されます。これは事前に登録しなくても、一斉に各携帯等に速報メールが入るというものでございます。それで、計画停電が回避されれば御の字なんですけれども、2時間前に供給予備率が1%を下回るという場合につきましては、計画停電を実施するというので、そのスケジュールが発表されます。

このような基本的な流れとなっておりますのでございます。

前のページに戻っていただきまして、これらを受けた県としての対応を4に整理してございます。(1)にありますとおり、市町村、関係団体等ということで160を超える関係団体等への連絡体制をつくったところでございます。既に3回ほど説明会の開催等を市町村や関係団体等に対して、県主催、そして、そこに九州電力からお見えいただいて説明をいただくという説明会をやったところでございます。

それから、(3)にありますとおり、県の広報紙なりホームページ等を通じました啓発・注意喚起をしております。

それから、(4)在宅の患者さん等の対応でございますが、これは福祉保健部のほうで実態調査をしております。そして、医療機関等への協力要請、福祉のほうでは医療薬務課と9つの各保健所に緊急相談窓口を設けて、在宅の患者さん等からの相談に応じる体制をとったところでございます。

それから、(5)、例えば、警察におきます信号が消えた場合の手信号の訓練ですとか、あるいは農畜産関係におきます営農関係の留意事項の周知徹底、こころをやったところでございます。

それから、(6)の九州電力への申し入れでございます。これは、前回の当委員会での御指摘等も踏まえまして、まずは電力の安定供給に向け最大限の努力をすること、需給対策をしっかり示した上で県民にわかりやすく広報すること、計画停電に関する不安や疑問へのきめ細かな対応に努めること、これを知事あるいは総合政策部長のほうから九州電力に対しまして申し入れたところでございます。

とにかく、まずはこういった事態を避けるために、一昨年比10%程度以上の節電ということ徹底することが大事だと思っておりますので、今後とも、県といたしましても、その周知徹底に積極的に協力をしてまいりたいと考えております。

計画停電については、以上でございます。

引き続きまして、3ページでございます。平成25年度の国の施策予算に対する提案・要望ということで取りまとめをさせていただいたところでございます。

1に書いてありますとおり、県の総合計画に基づく県政の重要課題に対応いたしますため、国の来年度予算編成作業をにらみつつ、国の施策・制度の創設、拡充等の提案・要望をまとめたものでございます。

2にありますとおり、総合計画のアクションプランの4つの施策目標、プラス地方分権・行財政という形で5つの柱で分類いたしました。

3にありますとおり、項目数は51項目ございます。うち重点が27、新規が15ございます。各柱ごとの内訳は記載のとおりでございます。

4に要望活動のスケジュールとございます。これは既に終わっておりますけれども、7月7日に、民主党県連の政策会議に対しまして要望を御説明しました。それから、先週の12、13でございますけれども、知事を先頭に、民主党あるいは関係省庁、それから県選出の自民党の国会議員の皆様への協力依頼をしたところでございます。後、各部長による要望事項を随時行うこととしております。スケジュール上は8月31日が政府予算の概算要求の締め切り日というふうになっているところでございます。

4ページをおあけください。そこに主な重点項目ということで11の項目を記してございます

が、主に7つのことにつきまして簡単にポイントのみ御説明させていただきます。

まず1番、南海トラフの巨大地震対策、これは新規の要望でございますが、特措法がないということもありまして、その法整備を要望いたしました。それから、減災対策に対します財政支援措置等を要望してまいりました。

それから、2点目の口蹄疫からの再生・復興でございますが、これは、これまでも国から支援をいただいておりますが、畜産の新生ということがキーワードになっておりまして、引き続きの支援と、2点目にありますとおり、水際防疫を単県ではなく、オールジャパンでやってほしいということ強く要望いたしました。

それから、3点目が埋却地の再生整備でございます。これも新規要望ということでございます。御案内のとおり、22～24の3年間で発掘禁止期間ということになっておりまして、25年以降の農地としての再生という形の支援を強く要望したところでございます。

の産業・雇用づくりに関しましては、地方の実態に即した経済・雇用対策ということで、本県は、フード、環境・新エネルギー等の育成や集積に取り組んでおるところでございますが、さらに補正予算のお話等も挙がっておりまして、やはり引き続き、経済環境の厳しい本県への支援・配慮を要請したところでございます。

その下の東九州自動車道を初めとする国土ミッシングリンクの早期解消ということですが、平成28年度までの開通という明るい話題が出ましたけれども、さらなる早期完成といたしましうか、特に災害対応、命の道としての位置づけからも早期整備を要望したところでございます。

それから、地方分権関係でございますが、地方税財源の充実といたしまして、まずは地方交

付税の総額確保、それから2点目にあります地域自主戦略交付金、いわゆる一括交付金でございますが、これの配分方法　さきの議会でも議論がありましたけれども、本県にとりましては、社会資本整備のおくれということもありますので、継続分ではなく、客観的指標の分を重視してほしいという形で強く要望したところでございます。

その下も、その絡みで農業農村整備あるいは社会資本整備という形で重点配分を要望したところでございます。

この件につきましては、以上でございます。

最後に、5ページでございます。ビームダウン式集光装置でございます。

これは、5月23日に当委員会でも視察をいただいた宮崎大学の施設でございます。いよいよ今回、完成ということでございます。

目的の欄にあります、太陽エネルギーを活用して、新たな取り組みといたしましてビームダウン式集光装置を設置して、そこによって研究開発、フィールド実験等をこの宮崎の地で行うという形で新エネの拠点づくりを目指すというものでございまして、光学機器の三鷹光器が有します装置の製造に関する技術を県内企業へ移転することを目的として進めたものでございます。

装置につきましては、下のほうに絵がございませうけれども、ヘリオスタットといいまして、地面に円形のミラーを置いた、いわゆる反射鏡でございます。これを88台設置いたしまして、これは太陽の動きに合わせて光を追っていく機能を持っておりますが、集光いたしまして、上のほうにあります楕円鏡のところから下のほうへ集約していくという形で、光濃縮装置(MSC)と書いてございますが、ここでの温度は

大体1,400~1,500度という、とてつもない温度になるところでございます。これを受けて、下のほうにレシーバとございますけれども、ここによって、例えば水素の製造、あるいはシラスからシリコンのもととなりますシリカをつくるか、そういった形でのさまざまな実用化に向けた研究開発が、今後行われる予定になっているところでございます。

次の6ページでございますが、上のほうが現況の写真でございます。真ん中にございませうとあり、これにつきましては、2015年度を一つの節目として、ここでビームダウン式集光装置の量産化技術を確立していくということ。水素製造につきましては、熱処理については宮崎大学、水素製造は新潟大学という形で、両大学の連携によりまして、太陽光という、いわゆる害のない熱源を使いまして水素製造を行っていくという方法を、やはり2015年度、標準化していくことを目指す方向にございます。それから、本県に多量に分布しておりますシラス、これからシリカ　太陽電池の原料となりますシリコンのもと　が生み出せるということで、これも実証化に向けた技術の確立というのをやっていくことになっております。最終的には2020年度ぐらいまでを目標にした息の長い取り組みではありますけれども、今回のこの装置製造に当たりまして、県内の地場企業も参画しております。これをもとに、今後につきましてもさまざまな形で本県の地域産業へ波及するように、私どものほうも支援してまいりたいと思っております。

3にありますとあり、来る8月6日に完成式典がございまして、県議会のほうからは、黒木委員長のほうに代表で御出席いただくということになっているところでございます。

説明は以上でございます。

川原中山間・地域政策課長 中山間・地域政策課でございます。

7ページをお願いいたします。「中山間地域をみんなで支える県民運動」についてでございます。

この運動は、昨年9月に策定いたしました宮崎県中山間地域振興計画に基づきまして、県民の方々に広く、中山間地域の抱えている課題や果たしている役割の重要性等について御理解をいただき、中山間地域と都市住民との交流・連携や、中山間地域の経済活性化への支援の取り組みなどを通じまして、県民全体で中山間地域を盛り上げ、支えていく県民運動として展開していきたいというふうに考えております。

今年度の具体的な取り組みといたしましては、2にありますように、中山間地域が果たしている役割等についての理解促進など、3つの大きな柱で運動に取り組んでいくこととしております。

まず、(1)の中山間地域が果たしている役割等についての理解促進でございます。ここで大変申しわけありませんが、資料の訂正をお願いいたします。小学校3～4年生で使用する「社会教育副読本」となっておりますけれども、正しくは「社会科副読本」でございます。申しわけありません。この小学校3～4年生で使用する社会科副読本の附属教材として、中山間地域の果たしている役割等について学ぶための小冊子やDVDを作成いたしまして、県内の各小学校に配布することとしております。また、広く県民の方々の理解や県民運動の周知を図るため、パンフレットでありますとかポスター、テレビCM、新聞広告等の広報活動を実施していくこととしております。また、10月を「中山間地域

応援月間」と定めまして、広報活動のほか、日向市東郷町におきまして、講演会など中山間地域振興シンポジウムを開催することとしております。

(2)の中山間地域と都市部との交流・連携の促進でございますけれども、「いきいき集落」の全県的な展開を図りながら、各集落が行うイベントやいきいき集落と地域づくりネットワーク協議会との連携等によりまして、中山間地域と都市部との幅広い交流につなげてまいりたいと考えています。また、「中山間盛り上げ隊」につきましては、今年度から小学生以上の親子での参加や、団体登録を可能とするなど、登録要件を拡大しておりまして、盛り上げ隊による支援、交流の輪をさらに広げていきたいと考えております。なお、これまでに既に宮崎市の小学校6年生と延岡市の小学校1年生が隊員登録をされておりまして、このうち宮崎市の児童につきましては、7月21日に高岡町で行われる集落の草刈り作業にお父さんと一緒に参加する予定というふうに聞いております。

(3)の中山間地域の経済活性化への支援につきましては、県民の方々に対しまして、中山間地域の物産品等の利用や購入の呼びかけ、また、100万泊県民運動の一環としての中山間地域への宿泊の呼びかけなど、中山間地域支援のためのPR活動を実施していくこととしております。また、今年度設置いたしました中山間地域産業振興センターを通じまして、地域資源を活用した多様な産業おこしの取り組みの支援や、いきいき集落など中山間地域の物産市の開催、あるいは、中山間地域にある温泉あるいは道の駅、こういった集客施設を対象にしたスタンプラリーを実施いたしまして、利用促進キャンペーンの実施などを行うこととしております。こう

いった取り組みを通じまして、中山間地域の経済の活性化を県民みんなで支援していくような取り組みを進めてまいりたいと考えております。

県民運動につきましては、以上でございます。

続きまして、次のページをお願いいたします。中山間地域振興協議会の設置でございます。

これは、中山間地域振興計画に基づきまして、県内の各地域に県、市町村、地域住民、関係団体等で構成いたします中山間地域振興協議会を設置するものでございまして、地域の多様な意見を施策に反映させることによりまして、地域の実情に応じた中山間地域対策を積極的に推進してまいりたいと考えております。協議会は、西臼杵支庁、各農林振興局単位の7地域に設置することとしております。

3の構成員につきましては、県、市町村、地域住民、関係団体としておりまして、県のほうからは中山間地域対策推進本部の地域委員でございます西臼杵支庁、各農林振興局の次長、市町村におきましては、企画部門の担当課長、地域住民及び関係団体としましては、1協議会当たり5名から10名程度の人数で、公民館組織の関係者あるいは地域づくり団体関係者に入ってくださいまして、そのほか、協議テーマに応じまして、関係団体等から地域ごとに選定をお願いすることとしております。

4の協議会の運用でございますが、まず、各地域の実情でありますとか抱えている課題を踏まえました協議テーマを設定いただきまして、これらのテーマに応じまして新たな取り組み等に対する提案など、地域住民や関係団体等の方々と交えて幅広い意見交換を行うこととしております。この協議会の中で地域から出された意見につきましては、本庁関係課で対応を協議いたしますとともに、新たに予算化を伴うものや複

数部局にまたがる事案等につきましては、中山間地域対策推進本部で対応を協議いたしまして、事業化等について検討をしていくこととしております。なお、地域の意見を踏まえた対応等につきましては、各地域協議会へ報告することとしております。

5の設置状況等につきましては、現在、各地域におきまして、協議会設置に向けまして、市町村や関係者と調整中でございます。今月の20日には西臼杵地域で第1回目の協議会の開催を予定しているところでございます。

中山間・地域政策課からの説明は以上でございます。

黒木委員長 執行部の説明が終わりました。

委員の皆様、質疑はありませんか。

鳥飼委員 総合政策課のところの計画停電のことでお尋ねしたいと思います。いろいろと御説明いただきました。それで何点かのお尋ねをしたいんですが、そもそも計画停電を実施するという理由は、どこかの発電所が故障した場合というようなことがテレビ、新聞で書いてありまして、原則はやらないということですね。電力使用制限令というのはやらなくて計画停電をやるということになっているんですが、その辺の議論というのは、経済産業省なりが決めたことが伝わってきたんでしょうけれども、何か説明を受けていますか。

金子総合政策課長 御質問の件につきましては、政府のほうで電力需給に関する検討会合「エネルギー・環境会議」というのがございまして、そこで、まずは今夏の電力需給の逼迫にかんがみ、節電ということが決まりました。そして、万が一に備えての計画停電への準備ということが決まって、6月22日に計画停電に向けての方針がまとまって、それが各自治体等においてき



たというふうな流れになってございます。

鳥飼委員 電力使用制限令ではなくて計画停電をということで、県民の間、事業所の方に非常に不安が広がっているというのがありますね。そこで、今、御説明があったんですけども、なぜこういう計画停電の手法をとったのかというのが理解できないんですが、一応そこは進むとして、県としての対応のところ、関係団体等に対する説明会の開催というので、説明会をされたと思っているんですけども、主にどのような意見が出てきているんでしょうか。

金子総合政策課長 まず、農業関係団体でございしますが、やはり家畜 鶏とか豚、これへの影響、早場米の乾燥問題、酪農の生乳の管理の問題とか、ここらあたりの不安というのが出されたところでございます。

それから、呼吸器を使っている方々の団体の方からは、九州電力から無償で貸してもらえるのかというお話等が出たところでございます。

それから、よく「ホームページで広報」というふうにあるんですけども、高齢者の方とか、なかなかそういうものに接する機会のない方については、もっと幅広くいろんな手法を使ってやるべきじゃないのかというふうな御意見等が出たところでございます。

鳥飼委員 いろんな不安がある中で準備をしながらと言われて、そのための費用とかがかかる場所も出てくるんじゃないかと思っているんですけども、そういうのは出てきていないんですか。

金子総合政策課長 確かに、例えば事業者で自家発電機が今までなくて、それを今回に備えて設置する場合等については、それは自前でというふうなことでございまして、

ましては、特にそれを電力会社側に求めるというふうな声までは出なかったところでございます。

鳥飼委員 電気の供給というのは独占事業体の当然の義務ですね。そこでいろいろな経緯があって今回のような事態になったときに、金を余分に出しなさいというのは事業者としても納得がいかないと思いますね。これに対する支援を何か考えると、それとも九州電力が負担をすべきだとかやらないと、ぎりぎりのところでいろんな事業をやっておられると思いますので、やっぱり何か考えるべきではないかというふうに思いますので、これは指摘をしておきたいと思います。

3・11を受けて、原発が大飯3号、4号というふうに起動してきて、あそこに活断層があるというようなことでいろんな不安というものが国民の間に広がっているということで、その払拭のためにというようなことがどうしてもめぐえないんですね。それは私自身の意見なんですけれども、そういう状況の中で、九州電力がなぜこういうふうな計画停電をしなくちゃいけないのかとか、広報を申し入れしていただいたんですけども 例えば、水力発電所が141カ所とか、風力が何ぼとか、きょうの計画停電はありませんとかホームページに載っています。いつもNHKが、テレビできょうの使用率は82%で計画停電の予定はありませんとか言う。当たり前じゃないかと、いつも私はいらいらしながらあれを見るんですけども、何か県民を誘導しているような感じが私はするんです。

それは置いておくとして、例えばピーク時の供給力というのが出ますね。これはホームページでとってきたんですけども、今月の7月1日は1,328万キロワットとか、予想最大電力

は1,150万キロワットとか書いてあるんです。7月17日は1,590万キロワットというふうになっているんですよ。ですから、どこかが動かしてきている、それが、中国電力から来たとか、いろいろ考えられるんですけども、その結果として、最大の実績の使用率というのが幾ら幾らと出てきて、きょうは88%ですとなっていていいますね。実績の最大電力の発生時間帯というのが、通常は、工場とかそういうものがあれば夏場の2時から3時ごろというのが高くなっているんですけども、九州電力のを見ても、夜の7時とか8時とかになっていて、家庭電力のほうが多いのかなというような感じがするんです。ちょっとほかのところと違うのかなと思うんです。そこで、こういう申し入れをしていただいているんですけども、例えば電気予報の結果というものを、例えば7月分とかというようなことで毎日の分を見られるようにする、県民に対してわかるように説明してもらって、そういうこともやっていただく必要があるんじゃないかというふうに思うんです。どこの発電所でどういうふうにやっているとかが、今、コンバインドサイクル発電をやっているところもあるわけですけども、そういう実態、どこでどれだけの発電していますというようなことを明確にすべきだと思うんです。でないと、九州電力から言われたことを、これはこれだけなんです、これだけなんです、これだけなんです、例えば新大分火力発電所ではどれだけの能力があって、どれだけ発電していますというのは全く出てこないんです。それをトータルしたのが1,500何十万キロワットになりますと。きょうは1,400万キロワットぐらいが使われるでしょうということと88%と数字が出てきているんですけども、そういう積み上げも、九州電力としてはこれだ

け県民に迷惑をかけておるわけですから、ちゃんと説明をする必要があるんじゃないかというふうに思うんです。県としても、そういう申し入れをもう一回 もう少しわかりやすくしてもらいたい、積算も含めて出してもらいたいということをお願いしておきたいと思います。

先ほど説明会をやられて 牛を飼ったり、鶏を飼ったりとか、工場をやったりとか、病院とかやっておられて、結果としてそういうふうな負担をしなくちゃならないということはやはり納得いかないと思うんです。それが独占企業体としての当然の責務だと思うんです。ですから、負担が出てくるのであったら、九州電力がなぜ負担できないのか。ある程度できるのか。補助制度として何か考えるべきではないか。でないと、自家発電機にしても買わんといかん。結構お金がかかる。そういうのを把握していただく。

それと、宮崎県は屋根に乗せて全国2位とか出ているんですけども、そういうものをひっくるめて何キロワット発電していますという、積み重ねを明確にさせていただく。それも九州電力にやっていただく。トータルとしてはこうなっていますと。そして、この間、王子製紙ですか、火災があって、今、発電のほうはとまっているんじゃないかなと思っているんですけども、あそこはタイヤを燃やしたりとかいうことで、自然エネルギーという位置づけのようなんですけれども、そういう企業内の自家発電所でどれぐらいやっているとか、そういうものをひっくるめて、こういう状況できょうはこうなりますと。結果的に今月は1日がこうでしたということをもっと丁寧に説明してもらいたいということとを求めてもらいたいというふうに思います。

金子総合政策課長 九州電力の説明の場合、

単なる計画停電だけの説明ではなく、電力需給見通しについてという別の資料もつくった上で、まずは先にそれで御理解をいただいて、そして万が一に備えてのというふうな形の説明ぶりはしているところでございます。御指摘の点、さまざまあったわけでございますが、電力供給者と需要者（消費者）との需給関係の中で、やむを得ない場合はとめるという、そういった約款の中でこういうことがされているということでございますが、御指摘のあったように、さまざまな形で消費者側としての負担も出てまいりますし、その趣旨につきましては、また九州電力のほうにも伝えたいと思います。

有岡委員 関連する質問になるかと思いますが、計画停電に対する準備状況をお尋ねしたいと思いますが。こちらの資料でいきますと、人工呼吸器等の患者の実態調査ということで対応していらっしゃるということですから、それに対するどれぐらいの数がいらっちゃって、そして小型発電機の貸し出しというような表現がありますが、こういったものが十分対応できるのか。そして、それを周知してあるということであればいいんですが、まだこれから相談窓口を設置して取り組むというようなことなのか、その準備の状況をお尋ねしたいと思います。

金子総合政策課長 これは、先ほど御説明しました、福祉保健部のほうで実態調査をしたところでございます。すべての医療機関に対して調査票を送ったところでございます。そのうち968の機関から回答があったということでございますが、人工呼吸器については78名の方、たん吸引器が63名、酸素濃縮器が224名、その他3名という形になっておるようでございます。停電時の対応についてなんですけれども、例えば医療機器メーカーとの連携、あるいはバッテ

リー、酸素ボンベ等の確保等によりまして、現時点ではすべての患者は対応可能だという回答が得られたとのことでございます。ただ、不測の事態も想定されますので、九州電力のほうでは、小型発電機の貸し出しも予定しておるということで、それが47台ほどあるということでございますので、そこらでの対応があらうかと思えます。

それから、医療機関で68の機関が通電するということですので、そこらでの受け入れ、あるいは国立病院等がさらなる緊急時の受け入れ機関という形で指定されておるようでございますので、そういった二重三重の構えで対応していくというふうな準備状況になっております。

有岡委員 実態調査をされた方々に対する周知というのは既に終わっているのだろうかということをお尋ねしたいと思います。

金子総合政策課長 当然、その方たちがかかっていらっしゃる医療機関を通じての調査ということですので、それは周知済みでございます。

有岡委員 もう一点、中山間地域の件でお尋ねしたいと思いますが、子供たちに対して、中山間地域の副読本を教材として使って周知していくことは必要だと思うんですが、別の角度から言いますと、実は大変山が荒れているという実態がある中で、副読本では、こういう機能があるんだと。ところが、山は実際は荒れている、この矛盾する現状も今あるんじゃないかと思うんです。そういう意味で大変大きな宿題ではあるんですが。周知はするけれども、実態としては山が荒れてしまっているという、矛盾というんでしょうか。何とか山を守るための取り組みが必要だなと思う中で、中山間盛り上げ隊の取り組みをやっていらっしゃるようだけれども、今後の新しい目玉というんでしょうか、政

策があればお尋ねしたいと思います。

川原中山間・地域政策課長 小学生への理解促進につきましては、いろんな形で、置かれている厳しい状況でありますとか、今言われたような形で、山の担い手が少なくなっているといったような現状の大変さ、こういったものを伝えていきたいとは思っています。御質問の森林を守るという部分につきましては、環境森林部のほうが中心になってやっていくとは思いますが、昨年策定いたしました中山間地域振興計画の中で、農業、林業を含めた第1次産業の振興という部分も、各部連携しながら取り組んでいくこととしておりますので、そういった中で担い手の部分とか、森林保全の部分についても取り組んでいきたいというふうに考えております。

有岡委員 バックボーンとしてのこちらの情報というんでしょうか、施策というのをしっかり持っておく必要があると思っておりますので、今後ともお願いしたいと思います。

もう一点、予算的な措置についてお尋ねしますが、中山間地域振興協議会設置ということで動き出すようですけれども、予算措置がどの程度であったのか、これの中身についてお尋ねしたいと思います。

川原中山間・地域政策課長 中山間地域振興協議会の予算でございますけれども、額としましては170万余でございます、中身につきましては、委員への謝金でありますとか、旅費が大半でございます。

有岡委員 どうもありがとうございました。結構です。

星原委員 まず、計画停電なんですけど、全国的な原発の問題やらいろいろひっくるめて、夏場は足りないということであれば、蓄電という

ことではどういう形をとっているものなんですか。

金子総合政策課長 それは各家庭とかにおけるということでしょうか。それとも国家的な蓄電という趣旨。

星原委員 そうじゃなくて、原発でもあるいは水力発電でもいろんな形で、この夏場以外にときに余剰電力として蓄電する能力というか、そういうものはやっているものなんですか。それとも、随時使っている中の余っている分は毎日、毎日の使用の中でしかしていないものなのか。要するに蓄電という形でためておくことはできんのかという……。

金子総合政策課長 家庭用の細かな蓄電器のシステム等はあると思っておりますけれども、全国的な分で発電余剰の分をためておいてピーク時に回すというふうなシステムはなくて、揚水発電所というのが、余剰電力でくみ上げておいて、いざというときのピーク時にそれを落として発電するという機能を果たしております、木城町にある小丸川発電所はまさにそういう施設でございます。

星原委員 それと、今の原発稼働が可能にならなければ、毎年こういう問題が起きてくるわけですね。そうすると、宮崎県内でも今、太陽光パネルなんかを設置すれば幾らとかということで補助をしているわけですが、こういうことが継続していくようであれば、宮崎県としての政策の中に何かそういった目標を設置するとか、いろんなものを入れていく形で少しずつやっけないと、その年になっての問題ではなかなか解決しないわけで。ずっと継続で何戸ずつ、あるいは何千戸ずつふやしていこうとかということで、わずかずつでもそういうことで電力を供給できるような、そういう形にシステムとし

て変えていかなくちゃいけないだろうというふうに思うんですが、これは国の政策の中にもそういう形であるんでしょうけれども、県としてはそういうものに対しての考え方というのは持っているものなんですか。

金子総合政策課長 まさに御指摘のとおりでございまして、今、国のほうでは、今後の電源構成のあり方について議論をしております。原発の比率をどれぐらいに持っていくかということで、3案ぐらいあるようでございますが、当然、今より落とす分につきましては、再生可能エネルギーでカバーしていくという形になっております。地域におけるエネルギーの展開というんでしょうか、地産地消というような観点にも立ちますと、地域に分散した形でのエネルギーの確保ということは大事な視点かと思っております。今、環境森林部のほうで新エネルギービジョンの改訂をやっているところでございます。そういった中では、再生可能エネルギーを、フルに本県の資源の可能性を生かして伸ばしていくというふうな数値目標も設定していくという予定にしておるところでございます。

星原委員 それと、「中山間地域をみんなで支える県民運動」についてなんですけど、ここに掲げたとおり、「いきいき集落」あるいは「中山間盛り上げ隊」とかいろんな形でなされています。それはそれで必要な部分だろうというふうに思うんですが、私が自分の住んでいる地域を見たときに、そういう形のイベントとか交流とか、言葉としては出てくるんですけども、地域に本当にそういう人たちが残るのかなと。

私の住んでいるところも、多いときで45戸ぐらいあったのが、減ってきて今、35戸数になってきているんですね。私より下のメンバーというのは数が限られておりまして、今、小学生と

か中学生の子供はいません。そういう地域をどういうふうにこれから盛り上げていくのかというのなかなかだと思うんですね。そういう地域に子供からじいちゃん、ばあちゃんまで、我々世代、全体が住むためには、そこで生活ができるのかどうかという部分が絶対出てくると思うんです。ということは、やっぱり働く場所をどういうふうに確保していくのか、その地域を守りながら生きていくすべをどういうふうにするかということが基本になって、こういう県民運動でもそうなんですけど、今いる人たちがそこに住んでいるんな交流とか、それはそれでいいことなんですけれども、本当にその地域で子供から高齢者までが一体となって、我々の子供時代と同じような形に本当にできるのか、できないのか。できない場合には、どこかに集約されていくだろうと思うんです。多分、私は、今までの10年間とこれからの10年間は非常に変わった形態が出てくるんじゃないかと、自分の地域に住んでいながらそう思うものですから。私の子供たちも2人とも私が住んでいる地域には住まないで、ほかに居を構えましたから、そうなってくると本当にどうなるのか。

ですから、本当にそういう地域に合った企業誘致というものができるものなのか。生活する場所と働く場所とを分けて考えると、いろんなことが起こり得ると思うんですが、政策として立てるときに、市町村に行って、その市町村の職員の人たちとか、現実に今、生活しているところの人たちの どういった課題があるのか、そういうものをくみ上げながら、いろんな政策を立てられているんでしょうか。その辺についてはどう考えておられるんですか。

川原中山間・地域政策課長 いろいろ難しい問題だと思うんですけども、言われたように、

まずは雇用と所得、これをいかに確保していくかというのがこの中山間地域対策の最優先課題だろうというふうに思っております。そういった意味では、第1次産業であります農業、林業、水産業、これの振興というのが対策の一番の重要な点だろうと思っておりますので、ここの部分につきましては、農政、林務等と連携しながら一緒に取り組んでいくという部分と、新たな産業おこし的なものはできないかといったようなことで、今回、産業支援センターを設置いたしましたので、そういった部分も活用しながら、所得に結びつくような何らかの仕組みができればいいかといったようなことについて取り組んでまいりたいというふうに考えております。

それと、本当に地域の実情に応じた、地域が何を求めているか、どういう施策を求めているかというくみ上げの部分につきましては、おっしゃるとおりだと思いますので、今回、地域協議会を設置いたしましたので、そういった協議会等を活用いたしまして、本当に地域の置かれている現状でありますとか、抱えている課題、こういったものをいろいろ意見をいただきながら、何とか施策のほうに反映していければいいかなというふうに考えているところでございます。この協議会につきましては、市町村のほうから、設置するということはもちろんだけれども、やはり実効性といいますか、施策の反映という部分をぜひお願いしたいといったようなことも聞いておりますので、この部分はそういった形で実効性のある取り組みということでやっていきたいというふうに考えております。

それと、言われましたように、集落が今後どうなっていくかという部分でございますけれども、人口減少あるいは高齢化というのは、過去何十年にわたっているような取り組みをしている

中ではありますけれども、これは全国的な傾向として、なかなか歯どめがかからないというか、非常に深刻化している状況にあるというふうに考えております。したがって、最終的に、今言われたような感じで、通い林業じゃないですけれども、例えば一定の集落に、ある程度生活機能のあるところに集まってもらうとか、いろんな仕組みといいますか、考え方が今後出てくるかもしれませんけれども、そういった部分もあわせて、将来の課題として、いろんな集落の方々との意見交換の中で、今後この集落はどうなるんだろうといったような部分も含めて、またいろいろ考えていく必要があるかなというふうに考えているところでございます。

星原委員 今までの10年間とこれからの10年間の進行度というか進み方は、なっていくのかなというふうに思うんです。ですから、総合政策部として宮崎県の中山間地域を、皆さん方だけじゃなくて、言われたように、第1次産業に関連する農林漁業のそれぞれの方々の抱えている課題について、総合政策部としてどういう形でリーダーシップをとっていったらいいのかという部分が一つはあるんじゃないかというふうに思いますので、その辺のところを先を見通してどういうふうな形にしていくか。私はいずれ厳しい状況になっていくだろうと思うんですが、少しでも守る期間を延ばしていける政策をとっていかないと、山が荒れ、田畑が荒れ、果たしてそれでいいんだろうかという、そういう時代がやってくるような気がしているので、その辺についても、イベントとかいろんなことをやっていくことはもちろん大事なんですけれども、県の方向性として、プラスアルファどういうふうな形に持っていくかということで、もうちょっといろんな角度から考え方をまとめていっても

らえればありがたいと思いますので、ぜひよろしく願いしておきます。

宮原委員 あっち行ったりこっち行ったりで申しわけないんですが、計画停電の部分で聞かせてほしいんですが、発電所のトラブル、または万が一の不測の事態に備えてということなんですけれども、当然、発電できる場所は今、フル稼働という形でやっているというふうに思うんですが、万が一ということ考えたときに、今、九州電力なり、九州管内で火力発電所とか新設というような状況はあるんですか。わかればですけれども。

金子総合政策課長 新設はないようございまして、例えば、昔、一回休止した分をもう一回稼働させたりとか、とめる予定の分を延期したりとか、そういった形でやりくりをしながら何とか維持していくというふうな対策をとっているというふうに伺っているところでございます。

宮原委員 そうなってしまうと、トラブルが起る可能性は非常に高くなるのかなという気がするんですけれども、原発もどれだけしたら定期点検とかありますね。火力発電所もやっぱりそういう状況で定期点検があるとは思ってすけれども、それは基準の中で組み直しながら、その中で今も発電をやっているということではないでしょうか。

金子総合政策課長 火力も同じように点検をやっておりまして、つい先日、その点検中にふぐあいが見つかったというのが2つほどありましたが、それは事なきを得たといいましょうか、計画停電までには至らなかったというケースはございました。

それから、恐れ入ります。さっき、新しい火力の計画はないのかという御質問でございまし

た。私はないと申し上げたんですが、新大分のLNG火力、48万キロワットございますけれども、これが来年の7月着工で、28年7月運用開始。それから、豊前の石油を使ったディーゼル発電でございますけれども、1号機から3号機まで各1,200キロワットの3台でございます。これも本年4月着工、7月から運転開始ということになってございます。訂正をいたします。

宮原委員 今、訂正いただいたように、こういう新しいのが出てこない、多分、ずっとそれで補うというのは非常に難しいかなというふうに思ったものですから、当然、新設はどこかにないといかんだろうなと思ったんです。

それと、ことしみたいに雨が降れば、ダムでの発電というの安定するのかなと思うんですけれども、これが仮に来年雨が降らなかったということになると、いよいよ厳しい状況になるので、新設するのは重要だろうというふうに思います。

それと、小林にペレットをつくっているところがあるんです。木質ペレットをつくって、ペレットにしたのを北九州まで運んで、それをまた粉にしてまぜるという話だったんですが、今、聞いていると、夏場はペレット自体は製造していないはずなんです。安定した電力を起こすためには、それをまぜると出力が下がるというふうに聞いていて、安定したエネルギーを出すためには石炭のほうがいいということのようですから、こうなると、裏のほうでは中山間地域の問題で木質が非常に下がっているということにもなりますけれども、要はそういったものにまぜることで中山間地域も救われる部分があるんですけれども、こうなってくると中山間地もだめになっちゃうんですね。木材がはけないとい

このページ右段に訂正発言あり

うことにもなるから。やっぱり非常に連携しているのかなという気はしますので、原発を動かしてくれとは言いませんけれども、できれば早く安定した状況でいけるようになるといいなと。これはどうこうということじゃありませんけれども。以上です。

外山委員 4ページ、一番初歩的なことをお聞きするんですが、南海トラフという言葉がありますね。これは今まで全然ない言葉なんですかね。ここ1~2カ月、急にマスコミ等でここでも南海トラフと当然のように出てきていますが、県民から見たらよくわからないと思うんです。南海トラフという意味、中身をまず説明してください。

金子総合政策課長 私は表面的でしかわからないんですけれども、東海から日向灘まで広がる海溝、その部分を総称して南海トラフと呼んでいるというふうに理解しておるところでございます。

外山委員 これはマスコミがつくった言葉なんですか。それとも、国のほうでこういうものを法整備しようということをつくった言葉なんですか。

金子総合政策課長 内閣府は、ことしの3月31日に研究会の発表をいたしまして、この中で東海から日向灘までの4つの地震 4連動地震というんでしょうか、南海トラフという言葉がそこで登場いたしました。そして、宮崎県内では、最大で15.8メートルの津波あるいは震度7の震度分布が大きく広がるというふうな、これまでの想定を大きく上回るような発表がありました。それ以降、対策の必要性が強く叫ばれているという状況でございます。

外山委員 今までは東海地震から東南海、日向灘。今までのこういう言葉は使わずに、今後、

南海トラフという言葉を使っていくということなんですか。

金子総合政策課長 今後、総称してそれを使っていくかどうかまでは私も確証は得ておりませんが、おっしゃったように、東海地震、東南海・南海地震、日向灘地震、この4連動型の地震という形で「南海トラフ巨大地震」というふうな表現を使っているようです。

外山委員 県もその流れでしれっと南海トラフという言葉を使っておりますけれども、県民にわかりやすく言葉の持つ意味、こういうことですという説明がベースにないと、この言葉だけが先に行っても、「何のこっちゃるかい」ということになるわけですね。

そこで、南海トラフ巨大地震への対応に向けた法整備、具体的にはどういうことを指しておるんですか。

金子総合政策課長 これまで東海地震あるいは東南海・南海地震については特別措置法というのがあったわけでございます。そういった中で今回、日向灘までカバーされる南海トラフ巨大地震ということがありまして、要は日向灘への対策という部分が現在の特別措置法では手薄になっているということで、4連動型の巨大地震を想定した新たな法整備をしてほしいというふうなことでございます。例えば、避難タワーですとか、避難路の確保、県庁舎みたいな防災拠点の防災機能の強化、それから、東日本でもありましたけれども、ほかの県から自衛隊なり消防、警察が応援に行くわけですね。そういったときの後方支援拠点というんでしょうか、そういったものをきちんとつくって、現地での被災者の救出等に対応していく、そういうふうな後方支援機能の強化、それから、防災インフラとしての情報通信網 防災行政無線等の整備、ここ



らあたりが本県としては、東海とか東南海地方に比べますと手薄になっていますので、そこらを要請したところでございます。

外山委員 これは宮崎県だけじゃないですね。東海から来れば太平洋側がずっとあるから、そこ辺は連動しながら、協力しながら、国の方に要請していくほうが強いでしょう。宮崎県だけじゃなくて。

金子総合政策課長 まさにそのとおりでございまして、関係県が9つございます。9県で連携して要望活動をやっておりますけれども、あした、全国知事会議がございまして、その前段階で9県知事が集まって共同要望事項を固める段取りになっておりますので、おっしゃったように、9県東になってきちんと要望していくことが大事だと思っております。

外山委員 トラフというのは日本語ですか。英語ですか。造語ですか。どんな意味ですか。

金子総合政策課長 新聞記事でも海溝としか書いてないんですけども。

黒木委員長 ほかにありませんか。

それでは、その他、何かありませんか。

岩下委員 計画停電関係で、ひしひしと声がかかっているのは、医療関係 命関係は当然でしょうけれども、葉たばこの乾燥をされる方、これがとまったら大変なんだというのがありますけれども、それも踏まえた上でいろいろな準備をされていると思うんですが、葉たばこは大丈夫ですか。

黒木委員長 岩下委員、今、報告事項についての質疑は終わって、その他に移ったんですが。

岩下委員 済みません。その他の項目で。

金子総合政策課長 6月29日に農業関係の団体を集めた説明会というのを農政水産部主催でやったんですが、そこに計画停電に備えた留意

事項ということを伝達したところでございます。さっきから出ています畜産部門とか施設園芸部門、お茶の部門とかいうふうになっております。その資料には具体的に葉たばこに関しての記述はないようでございますけれども、農政水産部内、本庁各課、各農林振興局に営農相談の窓口もつくっておるところでございますので、具体的な相談につきましては、そこらに対応するものというふうを考えておるところでございます。

岩下委員 漏れはないと思いますけれども、また再確認のほうをお願いしておきたいと思えます。以上です。

黒木委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

黒木委員長 ないようでしたら、以上をもちまして総合政策部を終了いたします。執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前11時9分休憩

---

午前11時14分再開

黒木委員長 委員会を再開いたします。

報告事項の説明を求めます。

四本総務部長 総務部でございます。

本日、御報告いたしますのは、新燃岳の警戒範囲の縮小に伴う対応について、それから、米海兵隊オスプレイの日本への配備等について、そして本庁版BCPの運用開始についての3件でございます。

詳細につきましては、危機管理局次長に説明させますので、よろしく申し上げます。

なお、本日の出席者についてであります、財務・市町村担当次長が県外に出張中のため、委員会を欠席しております。

私からは以上でございます。

大坪危機管理局次長 それでは、委員会資料に沿って3点、説明をさせていただきます。

1ページをごらんください。まず、新燃岳の警戒範囲の縮小に伴う対応についてでございます。

1点目の警戒範囲の縮小ですけれども、気象庁のほうから去る6月26日に内容が発表されたものでございます。四角の中の にありますように、噴火警戒レベルは3のまま継続するものの、警戒範囲は新燃岳の火口から2キロに縮小されたところでございます。これを受けまして、本県では、(2)にございますような知事コメントを発表しまして、夏休みに入るころ、7月下旬を目途として、入山規制の一部解除を行うことができるといふ姿勢で対応を進めてまいりました。

その結果、2にありますように、現地調査や関係機関協議を踏まえまして、韓国岳と大浪池につきましては、7月15日の日曜日から入山できることになったものであります。

参考までに、2ページのほうに地図を添付しておりますので、ごらんいただけますでしょうか。この中で、緑色で表示した部分が今回通行できるようになったところでございます。左上と真ん中下の部分でございます。

なお、高千穂峰につきましては、鹿児島県側の高千穂河原からは7月15日に同時に入山可能となりました。ただ、本県の都城市や高原町からのルートにつきましては、山頂付近に危険な箇所がありますことから、安全確保の処置を実施した上で、後日、規制解除を行うことといたしております。

続きまして、資料の3ページをごらんください。米海兵隊オスプレイの日本への配備等についてでございます。この件につきましては、6

月22日に九州防衛局の担当課長が来県しまして、米国側が作成した資料、実は本日、別冊資料としてその関係部分を抜粋したものを添付しております。表紙が「MV 22の普天間飛行場配備及び日本での運用に関する環境レビュー最終版」、そもそも英文なんですけれども、日本語に訳されたものの中から抜粋したものを本日、添付しておりまして、その資料をもとに本県に対しても説明があったものでございます。

その説明の主な概要ですけれども、(1)オスプレイの配置、訓練計画に関しましては、現在、普天間基地に配備されている輸送用ヘリの老朽化に伴う代替機として、同数のオスプレイ24機を今年度末までには配備開始する予定であること。そして、普天間基地に配備後、毎月2～3日間は2～6機が静岡県や山口県の米軍基地に展開し、その際に、九州のルートなど、全国で6つの訓練ルートにおいて航法訓練を実施する予定であること。また、この航法経路は、今回新たに設定されたものではなく、従来から米軍機が訓練に使用してきたルートであること。さらに、オスプレイの安全性については、機体の安全性に何ら問題はなく、一貫して海兵隊航空機の平均を上回る安全記録を示していること。さらに、航法経路では、高度500フィート 約150メートルということになりますが 以上で飛行するものであることなどあります。

なお、日本国政府としましては、こういった訓練については、具体的なルートの詳細等については承知しておらず、あくまで米軍の運用にかかわる問題であるので、詳細を明らかにするようアメリカ側に求める考えはないというのが従来の考え方だという説明もございました。

次に、(2)九州での訓練の概要につきまして

は、九州の訓練ルートには、福岡・熊本・宮崎・大分の各県、さらに、本県では県の北部が含まれている模様であること。また、本ルートでのこれまでの年間飛行実績は、合計111時間、255回であり、今後のオスプレイによる訓練は、各ルートで年間約55回、全ルート平均で21%の運用回数の増加が見込まれていること。さらに、環境への影響については、訓練は各ルート月3～4回程度で、現在のF A 18等と比較してオスプレイの騒音レベルは低いということから、悪影響や環境問題を引き起こす結果には至らないことといった内容でございました。

こういった説明を受けまして、本県からは、2にありますように、1点目が、なぜ、日本側との事前調整や合意が不要なのか、法的な整理を教えてください。2点目として、国として、ルートの詳細や訓練の実態を情報収集し、国民に提供すべきではないか。3点目として、関係市町村に対しては、国から直接説明することを検討してほしいといったような点を指摘しまして、要請したところでございます。

その後、先週金曜日になりまして、再度、九州防衛局の担当課長が来県しまして、1点目の法的な整理等について説明がありましたが、納得できるようなものではなかったものですから、3にありますように、引き続き、上記の要請事項について確認を求めていくとともに、一定期間経過後も回答がない場合には、文書での対応も検討したいと考えているところでございます。

次に、資料の4ページをごらんください。本庁版BCPの運用開始についてでございます。

この件につきましては、6月議会の常任委員会で概要を御説明しまして、その際に、県民にも積極的に広報するよう御要望があったところでございます。その後、全庁的な調整や、添付

資料となります実施要領の作成作業等を行いまして、2にありますように、昨日、知事、副知事、全部局長から成ります第1回BCP推進会議を開催し、本庁版BCPの内容を正式決定して、運用を開始いたしました。なお、同日中に県庁ホームページに内容を掲載するとともに、マスコミにも別途説明を行ったところでございます。

今後は、3にありますように、職員への周知を図るとともに、年次計画に沿って事前の備えを進めたり、所要の訓練や検証を行いながら、対応能力の向上や問題点の確認等を行いまして、よりよき計画となるよう、バージョンアップを図っていくこととしております。

なお、出先機関におきましても、県内7カ所にございます地方連絡協議会、そして、東京、大阪、福岡の県外事務所ごとに「地域版BCP」を今年度末を目途に策定する予定でありまして、万一、巨大災害等が発生した場合の県庁全体の危機管理能力の向上に努めてまいりたいと考えております。

参考までに、本日は、本庁版BCPの本文や実施要領等の資料を添付しておりますので、後ほどごらんいただければと存じます。

説明は以上であります。

黒木委員長 執行部の説明が終わりました。委員の皆様、質疑はありませんか。

宮原委員 オスプレイのところ、宮崎県も含まれるということで、この資料を見せていただくと、一番後ろにあるんだけど、地図がはっきりしないんですけれども、これを見やすい地図にした場合、どこからどのラインが宮崎県では引かかってくるんですか。

大坪危機管理局次長 この地図が示されているんですが、緯度と経度が載っていますので、

大体推測するに、九州山地の真ん中付近、恐らく椎葉から西米良あたりかなと考えられますが、そこから北東方向に進みまして、日之影、延岡、そういったところを通るような線になっているのではないかと考えております。ただ、九州防衛局に聞きましたら、真っすぐ飛ぶということはないんだそうでして、ある程度幅を持って飛行訓練をするらしいですね。したがって、この幅がどういうものになるのかとか、もうちょっと詳細にそこ辺を説明してほしいということをお願いしているところでございます。

宮原委員 もう一点、高度が500フィート以上、150メートル以上で飛行ということは、これは山間地になりますね。ということは、当然割と低いところを飛ぶのかなと。非常に高いところでの訓練になるのでしょうか。山とかあるんだけれども、その間を飛んでいくということじゃないんでしょう。

大坪危機管理局次長 説明によりますと、日本の航空法を遵守しながら飛ぶということだそうでございます。山間部につきましては、地上から500フィート、150メートル離れた高度で飛ぶということになります。

宮原委員 150メートルというのは意外と低いような気がするんです。相当な音がするんじゃないかと思うんですけども、どこかに書いてあったんですが、そんなに音がしないような書き方がありますが、見られたことはないでしょうか。信用していいんでしょうか。信用していいんでしょうかという言い方は非常に悪いんですけども。

大坪危機管理局次長 この資料に沿って九州防衛局から説明があったんですが、アメリカ側は、現在でも戦闘機なんか実際にそのルートで訓練をやっているらしいです。それに対比しま

すと、オスプレイというのは、基本的にヘリコプターですので、騒音レベルは戦闘機ほどではないと。したがって、騒音に関していうと、新たに何か大きな負荷がかかるというものではないというのが説明でございます。

宮原委員 これはわかっておられればですけども、たまに夜9時ごろに物すごく低いところを飛行機が飛ぶことが県内でもあるんですけども、結構な音がするんですね。警察とかに問い合わせしてみても、「何かわからない」という言い方で、米軍の飛行機だというふうに聞いているんですけども、そのあたりはつかんでおられませんか。

大坪危機管理局次長 そのあたり正式な情報把握はできておりません。いかんせん、自衛隊側に聞いても、自衛隊の飛行機ではないという説明になります。したがって、米軍ではないかという予想はするんでしょうけれども、それが米軍だということはわからないというのが現状でございます。

宮原委員 非常に低いところを飛ぶので、落ちてくるんじゃないかというような感じで、うちあたりを飛ぶので、いろいろ聞くと、皆さんのところも飛んでいるということですから。もういいです。

鳥飼委員 オスプレイというのは、ヘリコプターと飛行機とまざったようなということですが、具体的にはぐるぐる回ったのがこうして下がってというのですが、どんな構造になっているんですか。何か説明を受けていますか。

大坪危機管理局次長 実は防衛省が作成したパンフレットがございまして、必要でしたら後ほど差し上げますけれども、その中での説明を見ますと、現在、普天間飛行場にはCH 46という双発のヘリコプターが輸送用機として就航

しております。それが老朽化しているものから、それにかわる新しい輸送機ということで、今回オスプレイというのを導入するというところでございます。そして、スピードが現在のヘリコプターの約2倍、行動半径が約4倍、登載できる量が約3倍ということで、能力的には非常に高いということだそうでございます。

あわせまして、委員がおっしゃいましたように、2通りの飛行方法がございまして、1つは普通のプロペラ機のような格好で飛行するパターン、そしてもう一つは、羽根を今度はヘリコプターのようにして角度を変更して飛ぶパターンということで、その2つの飛行の仕方ができるということでお伺いしております。

鳥飼委員 まずヘリコプターで上がって、飛行中に飛行機に変わるというものです。大体そんな器用なまねができるのかという感じがするんですけども、それをやっているということでしょうね。今、スピードが2倍になるということですけども、飛行機になったときということですか。そのときに2倍になる。

大坪危機管理局次長 普通の航空機のような状態で飛行するときに約2倍、時速でいいますと520キロという最大速度があるということでございます。

鳥飼委員 大体わかってきたような感じがするんですが、最近、墜落したとか出ていますので、安全上といたしますか、機能そのものに問題があるのではないかと。そもそもヘリコプターを飛行機に変えようなんていう、そういう技術を過信し過ぎている。その切りかえのときになっているのかなというような感じがしないでもないんですが、6月22日に防衛局から担当課長が来たときには、事故についての説明というのはあったんでしょうか。

大坪危機管理局次長 具体的な事故についての説明というよりも、この冊子に載っていますが、米軍側からの説明として、いわゆる事故率というものが従来の航空機と比べてオスプレイは低いという説明があります。したがって、先ほども資料で御説明しましたように、機体の安全性については何ら問題ないし、一貫して、その他の飛行機よりも安全の程度が高いというふうな説明を米側がしているという説明はございました。

鳥飼委員 先ほどの説明で150メートル、500フィートということなんですけれども、150メートルといたら 普通の飛行機は飛んでいるときはかなり高いですね。飛行場から飛ぶとき、おりるときとありますわ。青島線（国道220号）におりてきます、あのときはかなり低くなっている。あれで何メートルぐらいあるんですか。

大坪危機管理局次長 私も詳細なことは知りませんが、航空法を見る限りは、要するに150メートル、500フィートというのは、離発着するときじゃない場合です。離発着する場合は当然150メートル以下におりてくるわけですから、それはそれとして、ただ、普通に飛行している場合の最低高度といたしますのが、街の中ですと1,000フィート、300メートルという規定がございまして、そして、そうでない場合には500フィート、150メートル、それが最低の高度、それより以下にはおりてはならないというふうな航空法の内容になっております。

鳥飼委員 そういうわかりにくいことをお聞きしたのは、150メートルというのはどのぐらいかというのがわからないし、かなり低いなという感じはするんです。普天間の是非は別にして、それが県内を飛ぶわけですね。先ほど説明があったように、椎葉、西米良、日之影、延岡を150メー

トルで飛んでいく。そのときは飛行機になっているんですか。

大坪危機管理局次長 そのときの具体的な飛行形態がどうなっているのかというのは、全く説明がございません。

鳥飼委員 その辺がわからないんですが、いずれにしても低いなという感じなんです。つかみですからわからないから。宮崎に帰ってくるときに、この辺まで来たときにこのぐらいかなというような感じで、そんなに高くない状況ですね。今、一番心配されるのは、事故率がどうこうという説明があったということですが、欠陥機ではないかというようなことが言われていますので、墜落をするようなことがあったり、県民の命にかかわるようなことがあったら非常に困るというふうに僕らも思いますし、知事としても危機管理局としてもそういうふうな判断をされているというふうに思うんですが、その辺の不安というのがあります。ここに要請している事項ということで、法的な整理とか、国民にいろんな情報を提供すべきだとか、関係市町村にとかいうような要望をしても、ほとんどそれらしき説明というのはなかったということになっているわけですね。

大坪危機管理局次長 九州防衛局の担当課長で即断できるものではないということにして、いずれも防衛省のほうと協議をした上で回答しますという説明でございました。説明自体は丁寧にされているというふうに思いますが、先週見えた際も、我々が本当に求めているような、そういうレベルでの御回答ではなかったものですから、改めてしっかりとそこ辺を本省とも協議をして返事をしてくださいということをお願いをしているところでございます。

鳥飼委員 もう一回確認しますが、まず最初

に6月22日に来られたときに、当然、本県から要請している事項というのは話をしたわけですね。そして、今度また7月13日に来られて、再度確認をしたら、九州防衛局では判断できないと。しかし、その間20日間ぐらいあるわけで、態度としては極めて不誠実なことになるんじゃないかなと。本来でしたら、そういう要請をしているわけですから、説明に来るとというのが当たり前だと思うんですけども。

橋本危機管理統括監 委員御指摘の防衛局、私も2回とも聞いておりますけれども、決して不誠実というわけではなくて、1回目で米軍の環境影響評価書、その仮訳の日本語版を持ってきて、該当箇所を御説明を丁寧にさせていただきました。その上で、先ほど、次長から説明申し上げましたような我々の疑問を投げかけまして、その疑問に対しまして、一たん、資料を事前に送っていただいて、それを見て再度議論したときに、十分納得いかない部分が一部あったという趣旨でございます。その一部というのは、最終的にこれは日米地位協定という条約マターになりますので、その部分については防衛省所管ではなくて外務省所管になる部分がございます。その部分についてはなお確認をお願いしたというところでございます。それ以外、いろいろな部分については、丁寧に御説明をいただいているというところでございます。

鳥飼委員 もう一回確認しますが、当初来られて説明があって、その後に郵送か何かで資料を送ってきたと。その後もう一回来たときに、この3つの疑問点というのを出したということになるんですか。

橋本危機管理統括監 この3つの疑問点につきましては、1回目のときに御質問している内容でございます。その上で、具体的に言います

と、(1)について、過去の例えば国会における質問趣意書とかの資料を送っていただいたと。ただ、その質問趣意書の内容を見て、なお、先ほど申し上げましたように、日米地位協定に照らして、なぜそういう解釈になるのかという、往復している中でさらなる質問が出てきたというものについて持ち帰っていただいているというのが1点。それから2点目については、今時点では、この地図以上の情報は日本国政府として持ち合わせていないという回答でございました。緯度、経度とかを正確に把握しているわけではないと。これ以上の情報はないという回答でございました。それでいいのかどうかというのは議論の余地があるんですけども、それに絡みまして3点目で、関係市町村にというのは、正確に日本国政府として把握したものを説明しなければならないんですが、その段階にはないということと、7つのルートがあるということで、全国にかかわる問題ですので、どのような形で市町村にどのように説明していくかというのは全国一律で、本省のほうで協議した上で対応していきたいという回答をちょうだいしているところでございます。

鳥飼委員 確かに日米地位協定、かなり詳しい取り決めがありますね。私も防衛省のホームページから見て、非常に微に入り細に入りということで安保条約に基づいたものを取り決められている。その結果としての日本の主権が私たちから見れば侵害されていると。アメリカから見れば当然のことだという理屈のところまで今、せめぎ合いがあっていると思うんです。ですから、中段に米印でありますけれども、具体的な飛行ルートは承知していない。米軍の運用にかかわる問題だから、日本としては米軍に求める考えはない、求める権利もないというふうなこ

とで書いてあります。野田総理もそんなことを言っていて、前原さんがそれはおかしいじゃないかというようなことで、民主党の中でも何かもめているようなことはあるんですけども。ただ、我々県民とすれば、そういうところとは別に、県民の安全が阻害されるということについては異議を申し立てていくというのは当然ですし、日本国政府は、それに対して宮崎県に説明する義務があると思うんです。丁寧に説明をして、そういう実績づくりだけをやってもらっても意味がないと思うんです。宮崎県が示した疑問点について、しっかりとした説明がなければ、言葉遣いが丁寧で何遍も来ても、これは誠意ある対応だと思っちゃいかんと思うんですね。個人的には誠意ある人かもしれませんけれども、これは機関同士の話し合いということになりますから、そこ辺が非常に心配される場所なんです。

このことについては事実が進行していますね。もうすぐ岩国に着くようなことも出ていまして、ひょっとすると飛んでくる可能性も十分あるわけで、今後の対応というのは文書でというのは、自治体間でもそうですけれども、役所に出す文書、国に出す文書ですから、文書として早急に提出すべきではないかと思えます。そのことが宮崎県としての意思表示になるんじゃないかというふうに思うんですけども、どうでしょうか。

橋本危機管理統括監 委員がおっしゃるように、宮崎県として、県民の方の安全・安心を守る立場にありますので、対応が丁寧とか、そういうレベルではなくて、一応こっちの球に対しては投げ返していただいている。ただ、それを踏まえてさらに質問をしている、やりとりをしているという状況でございますので、そういう

意味でしっかり回答をもらうという誠実な対応、最後の答えをもらう必要があるというのは我々も十分認識しているところでございますので、引き続きそこは対応してまいりたいと思います。

なお、その上で今、どちらかといいますと、事実関係の確認をいろいろしている場面ございまして、その事実関係が固まって宮崎県としての意見が固まるという段になってまいりたいと思いますので、委員がおっしゃるように、一方で、導入というのは並行して時間軸がありますので、それとの兼ね合いもありますけれども、そこを注視しつつ、必要に応じて、必要であれば文書でやってまいりたいと思っております。現時点では、まず事実関係の確認をしているという段階でありますので、時期を見て対応は検討していきたいと思っております。

鳥飼委員 後は要望になりますけれども、やはり文書で出さないといふ余り意味はないと思っております。確かにそういう努力はやられるべきですし、やらなくちゃいけないことですが、宮崎県としての意思を表示するためには、知事印で出すのが宮崎県としての意思ですから、それに対してちゅうちょしたらいけないと思っております。一番大事にしくちゃいけないのは県民の安全ということですね。そのために知事としてどうするべきなのかということをやりたいといふことをお願いしておきます。

有岡委員 2点ほどお尋ねいたします。まず、霧島連山の登山の規制の関係ですけれども、高千穂峰の登山道に一部危険箇所があるために、補修を行い、安全確認後に規制を解除するというふうな考え方があるんですが、これを今の段階で、いつぐらいをめどに取り組んでいらっしゃるのか、お尋ねしたいと思います。

大坪危機管理局次長 先ほど御説明しました

ように、この件につきましては、全体的な総論の話としまして、夏休みに入るころ、7月下旬を目途として入山規制の一部解除を行うことができるといふことで作業を進めてまいりました。そういう中で、高千穂峰に至るルートにつきましては、ちょうど山頂付近の部分なんですけれども、通行するのに危険な箇所が存在するといふことで、これは所管が環境森林部のほうになるんですけれども、そちらのほうで、今後できるだけ早く必要な補修をしまして、安全性の確認をして、できるだけ早く再開していきたいといふことでございます。時期についてはまだ明示されておりません。

有岡委員 これからシーズンでありますので、努力事項としてお願いしたいと思います。

それともう1点ですが、本庁版BCPの件についてお尋ねしたいと思います。災害対策本部を設置して、資料にありますように、30分後には業務開始ができるような対策といふことで、最低10人とか18人とかいう数字があるんですけれども、恐らくシミュレーションをしていらっしゃると思うんですが、夜の災害時にこういった人員確保がどんなふうに行えるんだろうとか、例えば、本庁に向かう途中、橋が壊れて使えないというような実態があったときに、どういふシミュレーションが描かれているのか、もう少し具体的に御提示いただければと思います。

大坪危機管理局次長 おっしゃっている点は非常に重要な点でございます。開庁時はまだ職員がそろっているわけですけれども、閉庁時にどう職員をそろえるかという問題、これは本庁のみならず、今後、地域版のBCPをつくりまされども、それぞれの出先機関におきましても非常に大きな問題です。したがいまして、職員の登庁体制をどう確保するかということにつ



きましては、今後の非常に大きな課題として具体的な検討をこれから進めてまいりたいと考えているところでございます。

有岡委員 ここで言う職員への周知という、その職員というのは、行政の職員を指すのか、また、教職員、警察官を含めればかなり幅広くなるんですが、そこら辺の周知の範囲というのはどこまでを示していらっしゃるのか、お尋ねします。

大坪危機管理局次長 今回の本庁版BCPにつきましては、なるべくスピード感を持ってつくるということを主眼としましたので、本庁の7部と1局、7部というのは総合政策部等の本庁7部、それと会計管理局、ということでスタートいたしました。したがって、今現在のBCPにつきましては、その範囲が対象でございます。ただ、昨日のBCP推進会議でも申し上げたんですが、今後、その他の部局、おっしゃいましたように教育委員会ですとか、企業局ですとか、その他の部局がございまして、そういったところにも相談をしながら、最終的には本当の全庁的なものにできればというふうに考えているところでございます。

有岡委員 準備をする段階ですので、ぜひ、いろんなシミュレーションしながら準備していただきたいと思っておりますし、代替のオフィスというふうなことも想定していらっしゃるのかどうかまでお尋ねしたいと思っております。

大坪危機管理局次長 実は今回、BCPを策定するに際しまして、被害を実際に受けた県にも調査に行つてまいりました。施設面に関していいますと、宮城県庁と福島県庁の事例が大変参考になったんですが、両方とも震度6弱だったんだそうですけれども、宮城県庁はしっかりしてまして、そのまま業務ができたんですが、

福島県庁は本県のように老朽化している施設でございまして、余震もあったものですから、3日間は全く職員が入ることすらできなかったそうでございます。したがって、福島県庁の場合は、道路をまたいだところにあります町公会館のような施設を借りて、現在もそこで災害対策本部の業務をやっていらっしゃいます。したがって、本県でも、現在の庁舎について、本当に大丈夫なのかという検討を十分にやって、このBCPの中にも書いているんですが、やっぱり新たな防災拠点施設というのがまずは必要だろうと考えております。ただ、それでもなおかつ使用できない場合ということも想定しなくちゃなりませんので、そこは本文の28ページに具体的に入れたんですけども、ちょっとごらんいただけますでしょうか。「本庁舎が使用できない場合の対応」ということで、判断基準というのがございまして、本庁舎が著しい損傷を受けて安全に業務を実施することが困難な場合等々、 の場合を含めまして、そういう場合には、下のほうにございます代替施設に移つて業務をするということにいたしております。この代替施設につきましては、 から にあるような観点で、毎年度調査をしまして、どの程度の面積が使えるとか、通信等を含めてインフラの状況がどうなっているかというのを常時把握した中で、いざ、そういう大災害になった場合に速やかに選定できるように、そんなふうにしていきたいと考えております。

有岡委員 どうもありがとうございました。結構です。

黒木委員長 ほかに質疑はありませんか。

鳥飼委員 新燃岳のことなんですが、噴火警戒レベルは3のまま継続するが、警戒範囲は3キロから2キロにということで、火山噴火予知

連絡会議の検討結果で気象庁がこのように発表  
したということなんですけれども、桜島の状況  
はどんな状況なんでしょうか。昨年はずつと  
ない噴火をしたというように聞いていますし、桜  
島と新燃岳は下のほうで連動しているんじゃな  
いかというような意見もありますし、そこら辺  
はどんなふうに見ておられますか。

大坪危機管理局次長 詳細を承知しているわ  
けではないんですが、気象台とか鹿児島県庁の  
の方々にお聞きしますと、最近活動が非常に活  
発だそうございまして、しょっちゅう噴火し  
て、灰が飛んでいるという状況だそうござい  
ます。したがって、鹿児島県のほうは日常  
的な災害として対処せざるを得ないというこ  
とで、非常に苦慮しているというふうな話を伺  
っているところでございます。

鳥飼委員 連動しているということはどうし  
ても出てくるんです。傾向として桜島も少しは  
少なくなってきたのかなというふうに思っ  
たものですから。鹿児島のことですけれども、  
最近の日本の地下構造そのものに異常が起き  
ているようなことも報道があつていますので、  
ちょっと心配になったものですから。

大坪危機管理局次長 桜島と新燃岳の關係に  
つきましては、直接連動しているという説明を  
聞いたことはございません。新燃岳に関して言  
いますと、最近、GPS等で、山腹がどの程度  
膨らんでいるかとかいうのは詳細なデータが出  
ているようでありまして、最近の調査では、新  
燃岳の火口の下に供給されるマグマの量とい  
うのが落ちついてきていると。したがって、  
そんなに大きな噴火が突然発生するという状況  
ではないんだろうというお見立てのようござ  
います。

鳥飼委員 ありがとうございます。

黒木委員長 ほかに質疑はありませんか。な  
いようでしたら、報告事項の質疑を終わります。

その他、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

黒木委員長 ないようですので、以上をも  
つて総務部を終了いたします。執行部の皆様、お  
疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前11時53分休憩

---

午前11時55分再開

黒木委員長 委員会を再開いたします。

その他、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

黒木委員長 ないようでしたら、以上をも  
つて本日の委員会を終了いたします。

午前11時55分閉会